

教育職員免許状取得について

- (1) 大学を除く全ての国公立学校（私立）の教育職員（常勤，非常勤を問いません）になるためには、それぞれ相当の教育職員免許状を有する必要があります。
- (2) 理学部は、中学校教諭，高等学校教諭の一種免許「数学」「理科」および高等学校教諭の一種免許「情報」を取得できる課程として認定されています。また，大学院理学研究科は，中学校教諭，高等学校教諭の専修免許「数学」「理科」を取得できる課程として認定されています。

（平成 30 年度入学生より高等学校教諭一種免許「情報」の課程を廃止します。高等学校の情報の教員免許を取得する場合は，在学中に必要な単位を修得してください。）
- (3) 平成 29 年 4 月 4 日（火）に教職課程ガイダンスが行われます。教職課程ガイダンスは，翌年以降も同じ時期に開催される予定です。
- (4) 教育職員免許状の取得についての詳細は，大阪大学教育課程委員会が作成する「**大阪大学【教職課程ブックレット】1 教職課程への招待 教育職員免許状取得ガイド**」（以下「ブックレット」とします）をご覧ください。このブックレットは，上記の教職課程ガイダンスで配布するほか，理学研究科学務係でも入手可能です。
- (5) 中学校教諭の免許を取得する場合は，「介護等の体験」を受講する事が義務づけられています。これは，特別支援学校及び社会福祉施設等で 7 日間以上，高齢者や障害者に対する介護，介助，交流等の体験をするものです。大阪大学では，基本的に学部学生 3 年次に行っています。詳しくは，ブックレットをご覧ください。
- (6) 教育実習を学部 4 年次で履修してください。必要な単位数，また教育実習を履修するための要件など，詳しくはブックレットをご覧ください。履修の手続き等については，教育実習を履修する前年度の 3 月頃より順次掲示等によりお知らせします。

[注] 教職課程に関する連絡事項は、KOAN の掲示板に掲載されます。見逃すことのないように注意してください。